

藤沢市鉄道駅舎エレベーター設置補助金交付要綱

制定 平成27年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、障がい者及び高齢者の公共交通機関の利用環境の改善と、これを通じた福祉のまちづくりの推進を図るため、鉄道駅へのエレベーターの垂直移動施設(以下「施設」という。)の設置に対し、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「民営鉄道事業者」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条の規定に基づき運輸大臣の免許を受けて鉄道事業を営業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第3条の規定に基づき主務大臣の特許を受けて運輸事業を営業者で、公営の者を除いた者をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助の対象となる施設は、民営鉄道事業者が駅施設として設置する旅客の用に供する、車いす兼用エレベーター施設(一般社団法人日本エレベーター協会「車いす兼用エレベーターに関する標準」によるもの)とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、前条に規定する施設の設置に関する事業であって、次の各号に規定する要件を満たす事業とする。

- (1) 一般利用者との共用施設として整備すること。
- (2) 道路地面からプラットホームまで、連続した移動が確保されること。
- (3) 鉄道の運行時間はいつでも利用できること。
- (4) 民営鉄道事業者が設置及び管理の主体となること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる事業の経費は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 土木工事
- (2) 建物(外溝)工事
(基礎工事、ピット新設、シャフト、機械室新設工事、外装仕上げ工事等)
- (3) 電気設備工事
- (4) 機械本体購入及び据付工事
- (5) 関連付帯工事
- (6) 設計費及び監理費(上記までの10%以内)

ただし、施設1基あたりの補助対象経費の上限は、5千万円とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1とする。

ただし、算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、工事の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(第2号様式)又はこれに代わる書類
- (2) 工事見積書の写し

(3) 施設配置平面図及び断面図(平面図は駅入口からプラットホームまでの移動経路を明示すること。)

(4) 施設仕様書

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号に掲げる条件を付けて、当該補助金の交付を決定するものとする。

(1) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(2) 前号に規定するもののほか、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(事業の計画変更)

第9条 前第8条第1項の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、事業計画変更承認通知書(第5号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金の交付時期は、事業完了後とする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を事業完了後速やかに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第11条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(第7号様式)又はこれに代わる書類

(2) 工事完成検査証の写し

(3) 施設配置平面図及び断面図(第7条第3項と同一の場合は省略できる)

(4) 工事完成写真

(備付帳簿)

第12条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(管理方法に関する協議)

第13条 補助金の交付を受けたものは、補助を受けて設置した施設の適正な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めたときは、これに応じなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市鉄道駅舎エレベーター設置補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

第1号様式（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日	
藤沢市長	
所在地 名称 代表者氏名	
印	
次のとおり申請します。	
1 事業名	
2 施行場所	
3 施設の整備主体 及び管理主体	
4 事業費	
5 計画概要	----- ----- ----- ----- -----
6 着手予定年月日	年 月 日
7 完了予定年月日	年 月 日
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 施設配置平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 施設仕様書

第3号様式（第8条関係）

補助金交付決定通知書

年 月 日									
様									
藤沢市長 氏 名 印									
次のとおり交付する。									
1 事業名									
2 施行場所									
3 補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
4 条 件	補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。								
5 指 示									
6 交付の時期	事業完了後								

第4号様式（第9条関係）

事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日		
藤沢市長		
住 所 名 称 代表者氏名 印		
次のとおり届けます。		
1 事業名		
2 変更内容	変 更 前	変 更 後
3 変更の理由		

第5号様式（第9条関係）

事業計画変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日

様

藤沢市長 氏 名 印

次のとおり届けます。

1 事業名									
2 変更補助金額		千	百	十	万	千	百	十	円
3 条件									
4 指示									

